

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第31号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 18 <省略> <u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例)</u> 19 <u>別表第3感染症防疫手当の項に規定するもののほか、職員が、市長が定める場所において、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した場合は、感染症防疫手当を支給する。この場合において、別表第3感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</u> 20 <u>前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</u> <u>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき3,000円</u>	附 則 18 <省略>

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくは
その疑いのある者の身体に接触して又はこれ
らの者に長時間にわたり接して行う作業その
他市長がこれに準ずると認める作業 作業1
日につき4,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。